

医療情報取得加算に関する掲示

当院はマイナ保険証の利用を通じて、受診した患者様に対し受診歴・薬剤情報・特定健診情報等の必要な診療情報を取得・活用して診療を実施いたします。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、以下の通り診療報酬を算定いたします。

	点数
初診時	1 点
再診時 (3 ヶ月に 1 回)	1 点

※マイナ保険証の利用を通じて正確な情報を取得・活用して、より質の高い医療の提供に努めています。マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用にご協力をお願いいたします。

独立行政法人 地域医療機能推進機構

熊本総合病院

令和 6 年 12 月 1 日